

悪天候時の対応について

1. 警報発表（特別警報又は暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪警報）における生徒の登下校指導について

(1) 生徒（高校・中学）が登校する以前に警報が発表されている場合

① 岐阜市内に住んでいる生徒が、登校する以前に岐阜市に警報が発表されている場合

(イ) 午前6時00分までに解除された場合は、平常授業とする。

(ロ) 午前6時00分より午前10時（土曜日は9時）までに解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を開始する。

(ハ) 午前10時（土曜日は9時）までに解除されない場合は、当日の授業は中止する。

ただし、(イ)(ロ)の場合において、道路・橋の損壊などで危険な場合は、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及ばない。

② 岐阜市以外に住んでいる生徒が、登校する以前に岐阜市に警報が発表されている場合

①に準じる。

③ 岐阜市以外に住んでいる生徒が、岐阜市に警報が発表されていなくても、登校する以前に居住あるいは登校時に通過する市町村に警報が発表されている場合

①に準じる。

(2) 生徒（高校・中学）の登校中に警報が発表された場合

① 警報の発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。

② 時間的・地理的に学校の方が近く、安全確保しやすい場合は登校し、学校に待機する。

(3) 生徒（高校・中学）の登校後に警報が発表された場合

① 警報発表中は、原則として学校に待機させる。

② 下校は、原則として警報解除後とします。ただし、帰宅手段が確保でき、安全に帰宅できると判断される場合は帰宅する場合もある。

③ 下校時刻が通常と変更になる場合や家族の迎えが必要な場合は、ホームページ、メールなどで学校から家庭へ連絡する。

* 以下の点に特に注意して下さい。(保護者宛)

① 警報以外の場合は原則平常通り授業を行います。ラジオやテレビの情報に十分注意を払い「警報」と「注意報」とを区別して下さい。

② 風雨・出水などにより、道路の寸断や交通機関の乱れなどの事態が予想されます。普段以上に安全に注意して登下校して下さい。

③ スクールバスについては、午前5時の時点で警報が発表中の場合は、朝の登校用スクールバスは運休となります。その後、警報が解除され平常授業の時は、下校用スクールバスは平常通り運行されます。